

提案仕様書

1 件名

苫小牧市観光振興ビジョン推進戦略方針策定業務

2 業務の目的

全国的にも人口減少とともに年間消費額の減少が課題となっており、委託者においても旅行者の誘客によるまちの賑わい創出や活性化が急務となっていることから、観光振興や誘客促進を戦略的かつ持続的に推進するため、地域資源の特性や市場動向を把握する必要がある。

本業務では、多様化する旅行者ニーズに対応するため、来訪者・住民・観光関連事業者を対象とした客観的な調査を実施し、地域の魅力も含めた観光における現状把握及び課題の構造化を行う。

また、「苫小牧市観光振興ビジョン【第2期】」を踏まえて、本業務の分析結果やデータに裏付けられた観光戦略の具体的な方向性を整理するとともに、令和9年度施行予定である宿泊税の効果的な活用方針や、観光を牽引する「新たな観光推進体制」の必要性や役割等を明確化することを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日

4 提案上限額

12,716,000円（税抜き）

5 業務内容

業務内容は下記のとおりとする。なお、業務内容については、様々な状況に応じて実施内容やスケジュールが変わることも予想されることから、あくまで現時点で想定する業務内容とし、変更する場合は、受託者と協議の上、決定することとする。

(1) 調査・分析業務

① 来訪者調査

・対象

苫小牧市を訪れる観光客（国内客・訪日外国人等）

・調査方法・サンプル数

統計的な信頼性を確保できるサンプル数と、効果的な回収方法を提案すること

※季節変動を考慮し、複数回実施すること

・調査内容

来訪動機、交通手段、情報源、宿泊・周遊状況、観光消費額、満足度、再訪意向、

属性など、現状を多角的に把握するための情報を網羅すること

② 住民意識調査

・対象

苦小牧市民

・調査方法・サンプル数

幅広い世代から回答を得られる有効な調査手法とサンプル数を提案すること

・調査内容

観光に対する受益感・負担感、観光が生活に与える影響、観光客へのおもてなし意識、宿泊税の使途に関する期待など、市民の意向を把握する設計とすること

③ 観光事業者調査

・対象

苦小牧市内の宿泊、飲食、小売、交通、体験などの観光関連事業者、及び観光振興に関心のある多様な業種の事業者

・調査方法

統計的な信頼性を確保できるサンプル数と、効果的な回収方法を提案すること

・調査内容

経営・データ活用・インバウンド対応状況などの現状課題に加え、将来の観光を担う「推進組織」への期待や、官民連携のあり方に関する意見などを把握するとともに、ワークショップ等を通じて地域の新たな魅力（観光資源）の再発見や事業者間連携の可能性を探る設計とすること

④ 観光資源実態調査

・地域資源の棚卸し（自然、産業、食、交通等）

⑤ 調査結果分析

・①～④の調査結果及び委託者が提供する既存データを統合的に分析し、苦小牧市の観光における現状の強み・弱み・機会・脅威（SWOT分析等）を客観的に整理

・データの可視化構築

調査結果等のデータを、グラフや表などを用いて直感的に理解できる形式で表示する仕組みを構築、導入（特定ツールの指定ではなく、業務目的の達成に最も効果的かつ効率的な手法を受託者の専門的知見から提案し、委託者と協議の上で導入）。

(2) 戦略の方向性検討・提言業務

① 課題の構造化とターゲットの方向性提示

分析結果から導き出される本質的な課題を構造化し、今後注力すべきターゲット層の方向性を複数パターン提示する。

② 施策の方向性に関する提言

ターゲットに対し有効と考えられる施策（例：受入環境整備、情報発信、コンテンツ造成（滞在時間延長・閑散期対策）等）の方向性について、骨子を整理し提言する。

③ 宿泊税使途の方向性に関する選択肢の提示

調査結果や先進事例を参考に、宿泊税を財源として実施しうる事業について、複数の選択肢とその考え方を整理して提示する。

④ 将来の観光推進体制に関する論点整理

持続的な観光振興を実現するために必要となる推進体制について、その必要性、担うべき機能、観光地域づくり法人（DMO）を含めた考えられる組織形態などの論点を整理し、苦小牧市の既存体制・人的リソースを踏まえた現実的な体制案の基礎資料を作成する。

6 業務実施体制

- (1) 受託者は、業務監督者及び業務担当者をもって、秩序正しい業務を行うとともに当該業務を実施するため、適正な人員を配置すること。
- (2) 業務検討において委託者が選定したコーディネーター等が同席する場合がある。
- (3) 業務の進捗確認、課題共有、意思決定のため、月1回程度の打合せを実施すること。

7 業務スケジュール

契約締結後～2週間	業務実施計画の作成・承認
契約締結後2週間～	業務開始
令和8年11月	中間報告を実施
令和9年3月	最終報告を実施
令和9年3月31日	成果物納入

8 納入成果物

(1) 基礎調査報告書等

- ① 本編（業務全体の詳細報告）：紙媒体（A4版両面）10部
- ② 概要版（A4数ページ程度のサマリー）

※上記報告書には、以下の内容を必ず含むこと

- ・各種調査の設計、実施結果、詳細な分析結果
- ・課題の構造化とターゲットの方向性
- ・戦略の策定に向けた施策の方向性に関する提言
- ・宿泊税使途に関する選択肢の提示
- ・将来の観光推進体制に関する論点整理

(2) 導入したデータ可視化の仕組み一式

(3) 本業務により収集・作成した資料（電子データ含む）等 一式

※電子媒体の形式は Microsoft Office Word、Excel 又は PowerPoint、PDF のいずれかを使用するものとし、これら以外のアプリケーションを使用する場合は、事前に委託者の承諾を得るものとする。

9 納入期限

必要となる資料の作成・提出については、その都度、委託者の指示を受けること。全ての納入物を契約期間の終了日までに納品すること。

10 連絡調整等

- (1) 受託者は、作業の実施に当たっては、委託者と連絡を密に取り、十分に協議すること。また、疑義が生じた場合には、速やかに委託者の指示を受けること。
- (2) 委託者から追加指示（仕様書記載事項以外の事項が発生の場合）がある場合には、書面（電子メール含む）により行う。なお、口頭で指示した場合は、当該指示内容を記載した書面を速やかに交付する。
- (3) 受託者は、本仕様書に定めのない事項で本業務の遂行上必要な業務等がある場合には、委託者と協議の上、その指示（書面（電子メール含む））に従うこと。

- (4) 前記(2)又は(3)の場合における追加の指示または業務等は、本仕様書の記載事項とみなす。この場合において、新たに経費が発生する場合は、委託者と受託者の間で協議の上、決定する。

11 支払条件

契約代金の支払いは、事業完了後に一括払いとする。

なお、上記以外の支払い方法については、委託者と協議すること。

12 著作権等

- (1) 本業務の遂行により生じた著作権（著作権法第 27 条及び 28 条に定められた権利を含む）は、全て委託者に譲渡する。
- (2) 第三者が権利を有している画像等を使用する場合には、事前に権利者から二次利用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。
- (3) 撮影する際の肖像権については事前に同意を得ること。
- (4) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行う。
- (5) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争等の原因が専ら委託者の責めに帰する場合を除き、受託者は自らの責任と負担において、一切の処理を行うものとする。

13 業務上の留意事項

- (1) 業務において、受託者の責めに帰すべき理由により参加者及び第三者の生命、身体及び財産に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとし、受託者の責任において速やかに処理及び解決しなければならない。また、その結果等について、速やかに書面により委託者に報告すること。
- (2) 災害その他不可抗力等委託者及び受託者の双方の責めに帰することが出来ない事由により、業務の継続が困難となった場合、業務の継続の可否について協議する。また、一定期間内に協議が整わない場合、委託者は事前に書面での通知により契約を解除できる。
- (3) 本業務を遂行するにあたり、業務上知り得た情報の開示、漏洩、業務外使用はしないこと。また、必要な措置を講じ、個人情報の流出防止に万全を期すこと。
- (4) 本業務の遂行に必要な経費は、委託者が別途負担するものを除き、原則として受託者の負担とする。
- (5) 受託者は、本仕様書に記載のない事項及び本業務遂行にあたり疑義が生じた場合は、必ず委託者と協議すること。

14 問い合わせ先

苫小牧市総合政策部観光スポーツ室観光政策課

〒053-0022 北海道苫小牧市表町5丁目1番5号 ふれんどビル3階

TEL: 0144-32-6443